

山梨県公報

号外第五十七号

平成二十二年

七月十三日

火 曜 日

目 次

選挙管理委員会

甲斐市議会議員一般選挙における当選の効力に関する審査の申立てに対する裁決

選挙管理委員会

山梨県選挙管理委員会告示第四十四号

平成二十二年四月十八日執行の甲斐市議会議員一般選挙における当選の効力に関する審査の申立てについて、次のとおり裁決した。

平成二十二年七月十三日

山梨県選挙管理委員会

委員長 戸 栗 敏

裁 決 書

山梨県甲斐市牛匂二二一五番地一

審査申立人 森 謙 治(六十五歳)

山梨県甲斐市大下条七六八番地

同 依 田 正 文(六十二歳)

山梨県甲斐市名取二四六の四番地

同 中 山 昭(七十歳)

右審査申立人(以下「申立人」という。)から平成二十二年五月十四日付けで提起された平成二十二年四月十八日執行の甲斐市議会議員一般選挙(以下「本件選挙」という。)における当選の効力に関する審査の申立てについて、当委員会は、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査の申立てを棄却する。

第一 審査の申立ての要旨及び理由

申立人は、本件選挙の当選の効力に関し、甲斐市選挙管理委員会(以下「委員会」という。)に異議の申出をしたが、委員会がこの異議の申出に対して棄却の決定をしたので、この決定を不服として、当委員会に対し、この決定を取り消し、及び赤澤

厚(以下「甲」という。)を落選とした甲斐市議会議員一般選挙の選挙会の決定を取り消す旨の裁決を求めるものである。

その理由とするところを要約すれば、次のとおりである。なお、以下「赤沢あつし」との表記は、立候補の届出における甲の氏名である。

一 無効投票の中に「赤沢あつし」と読むことができる投票が五票あったと他陣営の選挙立会人数人が述べている。

二 当該五票の内容は、括弧が付してある投票が二票、丸で囲んである投票が一票、候補者の氏名以外に「がんばれ」と記載されている投票が一票及び姓名のうち姓は「赤沢」と読むことができる投票が一票というものである。

三 これらの五票は、公職選挙法第六十七条の規定により、選挙人の意思が明白であれば有効としなければならないものであり、無効投票の再確認をすべきである。

第二 裁決の理由

当委員会は、本件審査の申立てを受理し、委員会から弁明書を徴し、また、職権をもって委員会に対し必要な物件の提出を求め、慎重かつ厳正に審理した。なお、委員会から弁明書を徴した後、速やかに申立人に対し、反論書の提出をすることができる旨を付記した上で弁明書の副本を送付したが、申立人から反論書の提出はなかった。

一 当選無効の要件

当選の効力に関する争訟において当選が無効とされるのは、当選人の決定に違法の事由があること、すなわち、当選人を決定した選挙会の構成に違法があること、決定手続に違法があること、決定内容(たとえば投票の有効無効の判定、各候補者の有効得票数の算定、当選人となりうる資格の有無の認定)に違法があること(昭和三十年九月二十九日大阪高裁判決)とされている。

そこで当委員会は、申立て理由に基づき、投票の有効無効の判定等について検討を行った。

二 申立て理由一について

委員会から徴した弁明書には、委員会から審査申立書の副本を受領した後、委員会において疑問票の判定に従事した者八名に対し聴き取りを行った結果を報告する旨の市委員会委員長名(当委員会委員長あて)の文書(以下「聴取結果報告書」という。)が添付されていた。聴取結果報告書により、当該従事者八名全員が申立人の主張するような疑問票は存在しなかった旨を回答したことを確認した。

また、委員会から、無効投票に係る点検票(投票の有効無効の決定の結果を記録した書類)の写しを徴し、すべての選挙立会人及び選挙長が無効投票の類別ごとに異議なく無効投票として意思表示し、及び決定していたことを確認した。

なお、市委員会の弁明書とともに聴取結果報告書も申立人に送付したが、申立人の主張する投票が存在しなかったとの聴取結果に關し、申立人は何らの反論も行っていない。

三 申立て理由二について

申立て理由二に掲げる疑問票については、判例・実例からそれぞれ次のとおり取り扱うこととされているものである。

(一) 括弧が付してある投票

「候補者の氏名を()で囲んで記載した投票は他事記載でありその投票は無効である」(昭和三十四年五月十四日大阪高裁判決)とされている。

(二) 丸で囲んである投票

「円圈を付さなくても他の候補者の得票となんら混同されるおそれはなかつたのであるから、(中略)投票秘密制の本質に反し、候補者の氏名のほか有意に他事を記載したものととして無効である」(昭和三十一年二月十七日東京高裁判決)とされている。

(三) 候補者の氏名以外に「がんばれ」と記載されている投票

「候補者氏名のほかに記載された「必勝」は、社会観念上「敬称の類」の記載と認められないので、他事記載にあたる」(昭和三十五年十二月十四日最高裁判決)とされていることにかんがみ無効であると判断することが相当である。

(四) 姓名のうち姓は「赤沢」と読むことができる投票

名の部分が甲の名と完全に一致しなくとも甲の氏名の誤記と認めることができる場合には有効投票とされるものである。一方、記載全体として甲の氏名に類似していたとしても、甲の姓である「赤沢」と他の候補者の名との混記となつている場合、類似している氏名が有名人と全く同一である場合には、当該投票は無効であると判断することができる。

四 申立て理由三について

申立人は、申立て理由二に掲げる五票の疑問票について、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号。以下「法」という。)(第六十七条後段の規定により、選挙人の意思が明白であれば有効としなければならないものである旨を主張しているが、同条後段の規定は、「第六十八条(無効投票)の規定に反しない限りにおいて」との条件が付されているものであり、申立人の主張は法の規定の一部のみを引用した一義的な主張である。

五 選挙会事務(開票事務)について

本件選挙においては、法第七十九条第一項の規定により、開票の事務は選挙会の事務に併せて行われている。すなわち、開票管理者が行うべき事務は選挙長が、開

票立会人が行うべき事務は選挙立会人がそれぞれ行っている。

市委員会から徴した選挙長及びその職務を代理すべき者の住所及び氏名の告示の写しにより、選挙長及びその職務を代理すべき者が適正に選任されていることを確認した。同じく選挙立会人となるべき者の届出の写し、選挙立会人を決定するくじの要領及び選挙立会人を決定したくじの結果の写しにより、選挙立会人となるべき者二十四名の届出がなされた後、くじにより適正に十名の選挙立会人が選任されていることを確認した。

また、市委員会から徴した選挙長あての選挙会事務従事者の指定通知の写し及び開票事務従事者のしおりにより、開票事務の処理に必要な十分の開票事務従事者が選任され、読取分類機を活用し、投票の仕分け、点検及び計算作業が五班体制で適正かつ整然と行われているものであることを確認した。特に、聴取結果報告書により、疑問票の効力判定に当たっては、二人一組で点検し、再度もつ一組の判定係に渡して二回目の点検を行い、最終的に効力判定が難しい投票については、八名の判定係全員で確認し、有効無効を判定したことを窺うことができる。

さらに、無効投票類別票、得票計算表及び選挙録の写しにより、開票作業の結果、得票計算及び無効投票の類別が適正に行われ、かつ、その結果が選挙録として總体的に適正に記録されていることを確認した。

六 総合的判断

申立人が主張する五票の疑問票の類の投票については、三において確認したとおり、判例により効力判定が確立しており、又はその取扱いが既定化しているものがあり、市委員会から徴した開票事務従事者のしおり中にある「公職選挙法の規定(法六十八条)により投票が無効とされる判例・実例(以下「判例・実例」という。)(において、そのいずれもが有効投票又は無効投票の典型例として記載されている。判定係八名は、本件審査の申立てに先立つ市委員会の決定書によれば、そのうち四名が選挙管理事務の経験者であり、四名が過去の選挙において判定事務を行った実績のある者であり、さらに、二重、三重の確認を経る中で、典型例として挙げられている当該疑問票について判断を誤るとは通常考えられない。また、市委員会による説明を受け、選挙立会人も判例・実例の内容を承知しており、仮に判定係が誤つた判断をしても、無効投票に仕分けられた投票が回付された際、いずれかの選挙立会人又は選挙長が異議を唱えてしかるべきである。ところが、二において確認したとおり、選挙立会人は一切異議を唱えていない。

また、申立人は五票の疑問票について、数人の選挙立会人から聴き取ったものとして主張しているが、無効投票の回付を受け、その内容を確認し、その上で何らの異議も申し出なかつた選挙立会人のうちの数人が当該疑問票が無効投票中であつた

旨を発言するとは通常考えられない。

以上のことから、当委員会としては、申立人が主張する疑問票が存在した可能性は極めて低いものと判断する。

おつて、五において確認したとおり、選挙会（開票）事務における手続上の不備又は疑問票の存在を疑うに足る事実は何ら確認できなかった。

七 結論

以上の検討の結果、本件選挙において、選挙会の構成、決定手続及び投票の有効無効の判定に違法があるものとは認められない。従つて、申立人は、申立ての理由の末尾において、当委員会に無効投票の再確認を求めているが、当委員会において無効投票の開披再点検を行う必要はないものと判断する。

以上のとおり、本件審査の申立てには理由がない。

よつて、主文のとおり裁決する。

平成二十二年七月十三日

山梨県選挙管理委員会

委員長 戸 栗 敏

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番